

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月9日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	木更津市 12206
地域名 (地域内農業集落名)	高柳地区 (農業集落:八軒家、西山一部、大海道/実質化された人・農地プラン:高柳東部地区)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	36.33 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	19.08 ha
② 田の面積	33.48 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	2.85 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	0 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区の農地は、市街化区域と国道に接しかつ分断されている特徴がある。高柳農家組合が中心に草刈りや水路清掃などの共同作業を行い、生産環境を維持している。農業者の高齢化と後継者不足から、2経営体が中心となり広く農地を引き受け、耕作を行っている。

また、主な課題として以下の事項が考えられる。

- ・耕作者が11名いるが、高齢化などの理由から離農が発生することが懸念されるが、その際の後継者不足
- ・市街化区域と国道に接していることから普通車などの交通量が多く、農耕車の移動に伴う時間や安全性の確保
- ・高柳農家組合が中心となっている草刈りや水路清掃、用水門管理者(水番)の引継ぎ等が高齢化に伴い困難となっていくことが懸念される。

【地域の基礎的データ】

農業者:11人

主な作物:水稲、施設野菜、露地野菜

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ①農地の集約について  
当地区の中心となっている2経営体の営農効率(農耕車両の移動及び安全性を確保等)を向上させるために農地の集約化を図る。
- ②水門管理者(水番)について  
高齢化に伴い水門管理者(水番)の引継ぎが困難となることが考えられるため、小櫃堰土地改良区(水土里ネット)などの関係団体と連携し水門の自動制御化を検討する。
- ③水路の草刈りや水路清掃について  
高齢化に伴い地域の草刈りや水路清掃が困難になると考えられるため、当地区は水田の畦畔除去などを行い、乗用トラクターなどの重機で水路の草刈り、水路清掃の作業効率化を図る。
- ④離農を検討している方について  
離農を検討している耕作者がいた場合、地区内の認定農業者へ農地を集約するとともに営農効率化(畔の除去等)を図る。
- ⑤農地の売買等について  
地権者は農地の売買等を検討している場合は、当該農地の耕作者または地区内の認定農業者と協議し、お互いに不利益が発生しないよう努める。また、地権者情報等に変更が発生した場合は、年1回を予定している地域計画の見直し時に整理を行うこととする。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
- ・当地区では、地区内の11経営体で協力をして農地の維持を行う。なお、11経営体は、目標年度(令和16年度)までの間に経営の継承ができるよう努める。
  - ・農地中間管理機構へ登録できない農地を11経営体や農業委員会、小櫃堰土地改良区へ情報共有を行い所有者情報等の把握ができるよう努める。
  - ・高柳地区は農地と市街化区域が混在しているが、当地区は農振農用地が多く、農地の集積も比較的進んでいることから営農効率が良いため、農地として守っていく必要がある。
- 【A区域】(沖田、高柳一丁目、大島、若葉町区域)
- ・高齢化に伴い農業用排水路の管理が困難となることを考慮しパイプライン化を検討していく。
  - ・湿田であるため暗渠排水の施工や排水路の新規敷設工事が今後必要になると考えているため、それに向けた補助事業等の活用を検討していく。
  - ・目標地図上においてBの耕作者がメインで施設園芸及び農業用施設を設けて農作業を行っており、その周囲は農地として守っていく。
- 【B区域】(八軒家、望陀河原、柳刈谷の一部区域)
- ・隣村から機械揚水を分けてもらっているがヒューム管の老朽化により長期的な利用が困難であることが考えられるためパイプライン化およびポンプ小屋の設置等を検討していく。
  - ・湿田であるため暗渠排水の施工も検討する。
  - ・将来的に、2ha区画の水田に区画整備ができるように各関係機関との連携し実現に向けていく。
- 【C区域】(柳刈谷、柳原、東川間、大川向区画)
- ・農地の区域が小さいため畦畔除去等を検討していく。
  - ・用排水路が兼用となっているため、各水路の独立を検討していく。
- 【D区域】(初崎、宮ノ前区画)
- ・水田と住宅が隣接しているがD区域では目標地図上において、Aの耕作者の農業用施設等があり、その周囲は農地として守っていく。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	88.2	%	将来の目標とする集積率	88.2	%
--------	------	---	-------------	------	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

当地区では、現在も営農効率を向上させるために畦畔除去やGPS(自動操舵システム)の導入を行っているが、更なる向上を図るために小規模経営体と連携し、農地中間管理機構を利用して農地の交換を行う。また、南場地区地域計画とも連携し、農地の交換を行い高柳地区全体の農地の集積、集約化に努める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、更なる集約化が行えるか検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、スムーズに賃貸借が行えるようにしていく。
(3)基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえ、補助事業を活用する等検討していく。(農道や農業用排水路の変更等)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地元農家組合の協力により、地域内に居住し営農する多様な経営体がすでに存在している。今後、農家組合と耕作者の更なる協力により、現在農地を担っている経営体を守り、地域に根差した経営体の育成・確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農業支援サービスを行う事業体の情報を地域内で共有し、農業者が適切なサービスを活用できるようにすることで、遊休農地の解消・防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①近年当地区周辺に住宅建設が行われており、今後スズメ等の鳥獣被害が増加する可能性も視野に入れる必要があると考えている。
- ②近年の物価高騰に伴い、資材価格も高騰することが予測されるため、活用できる補助事業等を検討する。また、有機農業に取り組んでいる耕作者もいるため、有機農業関係の補助事業等の活用も検討していく。
- ③認定農業者に農地の集約を行うことで大型機械の導入等が必要となることが考えられるため、スマート農業機械の導入などの補助事業等の活用を検討していく。
- ⑦・⑧地区内にて農道等の保全管理を行うこととするが、今後地区内の高齢化が進むことで機械の導入や委託費用、農業用施設の経年劣化による修理や交換費用等が発生することが考えられるため、多面的機能支払交付金の活用可否を保全会に相談をするとともにその他の補助金の活用も検討していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	1	水稲、施設園芸	19.17 ha	0 ha	水稲、施設園芸	19.17 ha	0 ha	A	
認農	2	水稲、施設園芸	12.08 ha	0 ha	水稲、施設園芸	12.08 ha	0 ha	B	
認農	3	水稲	0.55 ha	0 ha	水稲	0.55 ha	0 ha	C	
認農	4	露地野菜	0.23 ha	0 ha	露地野菜	0.23 ha	0 ha	D	
利用者	5	水稲	1.01 ha	0 ha	水稲	1.01 ha	0 ha	E	
利用者	6	水稲	0.68 ha	0 ha	水稲	0.68 ha	0 ha	F	
利用者	7	水稲	1.21 ha	0 ha	水稲	1.21 ha	0 ha	G	
利用者	8	水稲	0.51 ha	0 ha	水稲	0.51 ha	0 ha	H	
利用者	9	水稲	0.44 ha	0 ha	水稲	0.44 ha	0 ha	I	
利用者	10	水稲	0.26 ha	0 ha	水稲	0.26 ha	0 ha	J	
利用者	11	水稲等	0.18 ha	0 ha	水稲等	0.18 ha	0 ha	K	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	11経営体		36.33 ha	0 ha		36.33 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

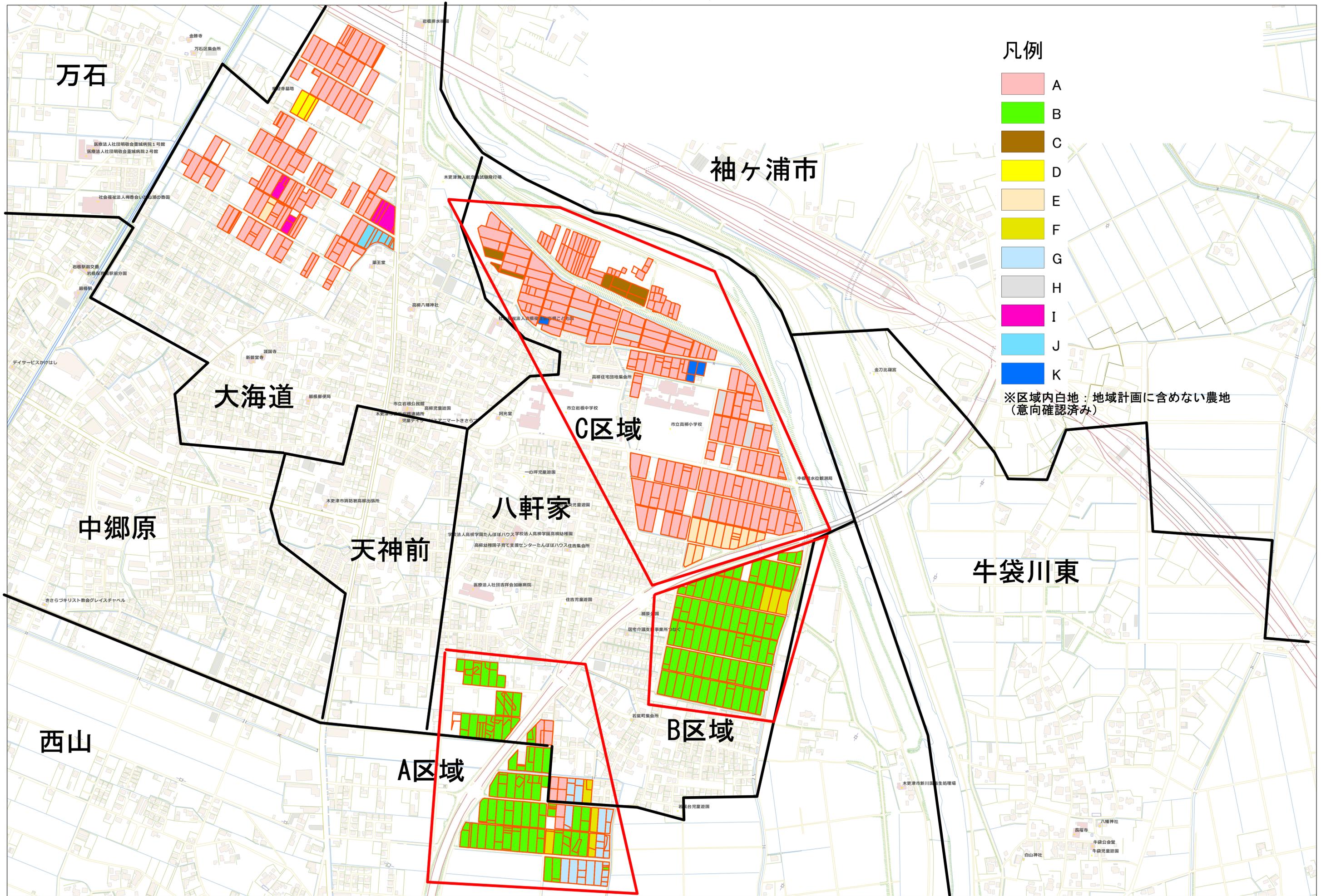
(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

# 高柳東部・北場



## 凡例

- A
- B
- C
- D
- E
- F
- G
- H
- I
- J
- K

※区域内白地：地域計画に含めない農地（意向確認済み）